

広報



わしま

—人口の動き—
2月末現在
()は1月末との比較
出生7人 死亡3人
転入5人 転出5人
世帯数 1,287世帯(±0)
男 2,840人(+4)
女 2,902人(±0)
合計 5,742人(+4)

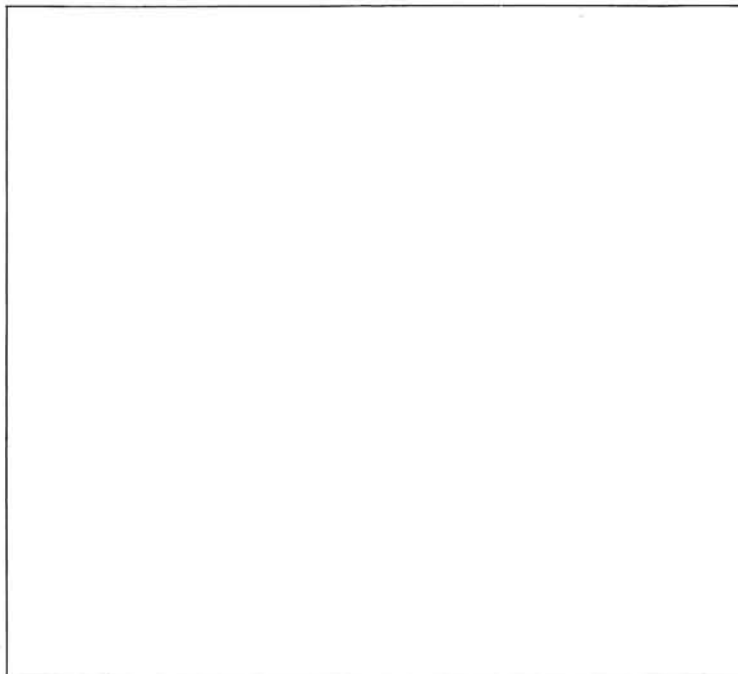


将来は「和裁教室」を!
大矢 明美さん (中沢)



今回登場のハッラツ奥さんは中沢の大矢寿秋さん(世帯主満寿雄さん)の奥さん「明美さん」です。
—出身地は?—
北魚沼郡の堀之内町です。
—恋愛結婚ですか?お見合い結婚ですか?—
お見合いです。第一印象が良かったという感じです。
—ダンナさんはどんな人?—
頼りがいのある人なんです

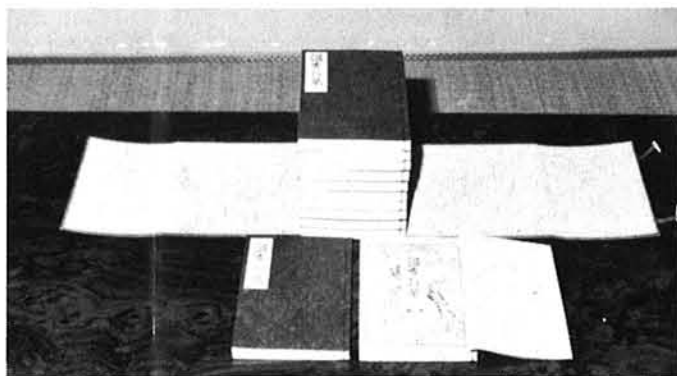
優しくないですよ。
—ダンナさんに望むことは?—
健康第一で、一生懸命働いてもらいたいだけです。
—将来の生活設計は?—
明るく健康的でなんでも話し合える家庭を築きたいですね。
—和島村に望むことは?—
先日普及所で農家の主婦を対象に四カ町村のアンケート調査があったんです。
その結果六割の方が、子守りと野菜作りに追われる毎日なんですヨ。結局家から出たり、趣味に費やす時間がないという事ですね。
—そこで、農家の主婦を対象に「趣味の会」みたいなものがあるが、お見合いも活気に満ちたイメージの農家の主婦像が生まれると思うんですが、明美さんは結婚されて五年、四歳と一歳半の二人の男の子のお田さんです。実家は農家ではなく、「わからないまま一生懸命に農業の農業と育児に専念してしまっす。」というハッラツ奥さんです。
また、明美さんは和裁の先生の免許を持っておられ、将来は和裁教室でもと話されています。
インタビューに家族の方も参加され、「対話のある明るい家庭」という感じを受けました。



温故知新

黒坂の浅倉家

(温古の葉より)



温古の葉は明治三十二、三年頃に書かれた本であるが、その中に数多く我が村のことが書かれている。
真偽の程はわからないが、ここに書き移して見た。
『三島郡黒坂村の浅倉家は、越前の国を領せし浅倉義景が、天正元酉年(一五七三)織田信長に滅ぼされ、その遺族が当地に漂着して農民となった名家なり。古刀一口、家系の巻物と世に浅倉家の三佛と言われる佛像は行基の作と伝えられる。元和年中(一六一六)二男十兵衛は長岡の牧野家に、三男六左エ門は村松の堀家に仕う。
その時三佛は十兵衛に伝う。寛永の末頃に十兵衛の弟茂右エ門、惣兵衛、御召出され、池守茂右エ門、小林惣兵衛として各々新地を賜う。三佛のうち摩利支天は十兵衛、阿弥陀佛は池守家、正観音は小林家と分ち、共に尊敬する所なり。』と温古の葉の七巻の三十二頁に載っている。
黒坂村は小さい村であり、古くからあった村でもあるけれど

古老にたずねても皆目わからないし、口碑にも伝わっていないとのことである。
浅倉義景は一向宗を助けて天正元年八月自刃したこと、または、その一族や領地の農民が大いに浦原の越前浜に移住したことは記録にあるが、黒坂の浅倉家のことが地元には言い伝えもなことは不可解である。
(久住熊三郎氏より)

「ハッラツ! 奥さん!!」



村民剣道大会

- 主な内容
- 2~5頁...昭和59年度一般会計予算及び国民健康保険・老人保健特別会計
- 6~7頁...和島幼稚園竣工、教職員及び役場人事、村長室の黒板
- 8~9頁...ワシマスボット、リーダー登場、時の人
- 10頁...ハッラツ奥さん、うぶごえ・おくやみ、温故知新

村民剣道大会が三月二十五日和島農村労働福祉センター(体育館)で開催されました。当日は、和島剣道教室の閉講式と昇級審査も兼ねているため、チビッコ剣士たちは真剣そのものです。
「エイッヤツ、コテ、メイッ」の元気な合いが場内につばいに響き渡っていました。

農村生活環境整備 と地場産業の振興!

一般会計予算 **11億1,340万円**
 昭和59年度 国保会計予算 **2億2,329万円**
 老人保険会計 **3億3,187万円**

村長所信要旨

昭和五十九年度一般会計予算の御審議をお願いするにあたり、村政に対する所信を明らかにするとともに、予算の基本方針とその大綱について御説明申し上げ、議会を通して村民の皆様への御理解と御協賛を得たいと存じます。

私は、昨年四月の統一地方選挙におきまして村民皆様方の御支援を賜わり、再び和島村長の重責を担うことになりました。その就任に際して前期に引き続き、村づくりの基本姿勢であります、「生活環境関連施設整備」、「産業の振興、特に地場産業の育成と企業誘致」、「教育文化スポーツ施設整備」を強力に推進することによって、快適で機能性のある生活を可能とし、内容豊富な個性のある家庭経済を生み、自主性を保有しながら相互理解し合える村民気風の醸成をめざして村づくりを進めたいと申しあげました。

昭和五十八年度においては、この基本姿勢を柱として各種事業を計画通り執行してまいりました。

さて、昭和五十九年度における国の内外の諸情勢は極めて厳しいものがあります。

国は、行財政改革を進める中で財政構造の改革を一層推進する方針であり、この合理化、適正化について努力を続けるとともに、多額の特例公債依存体質から脱却する正念場と表明しております。

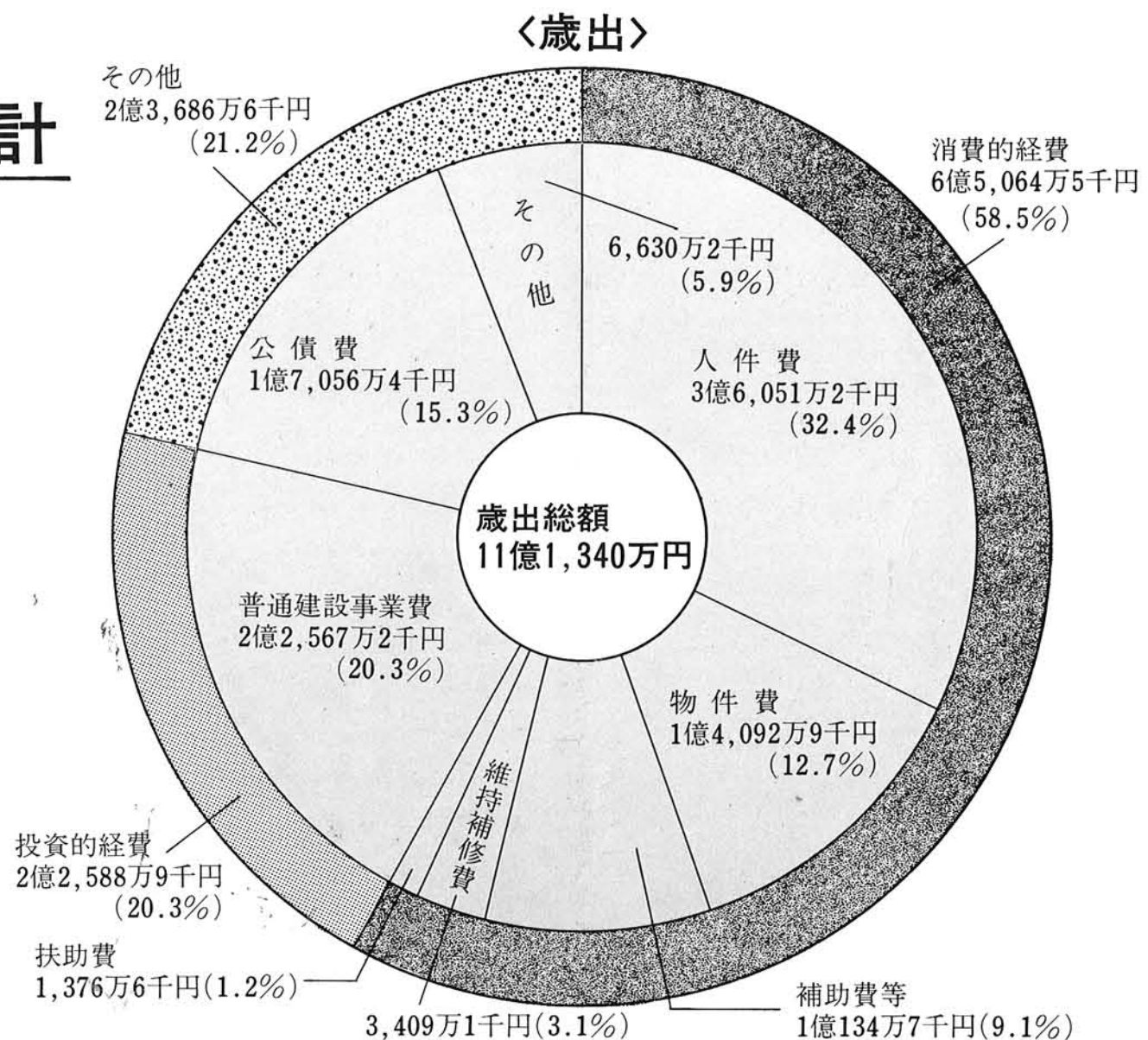
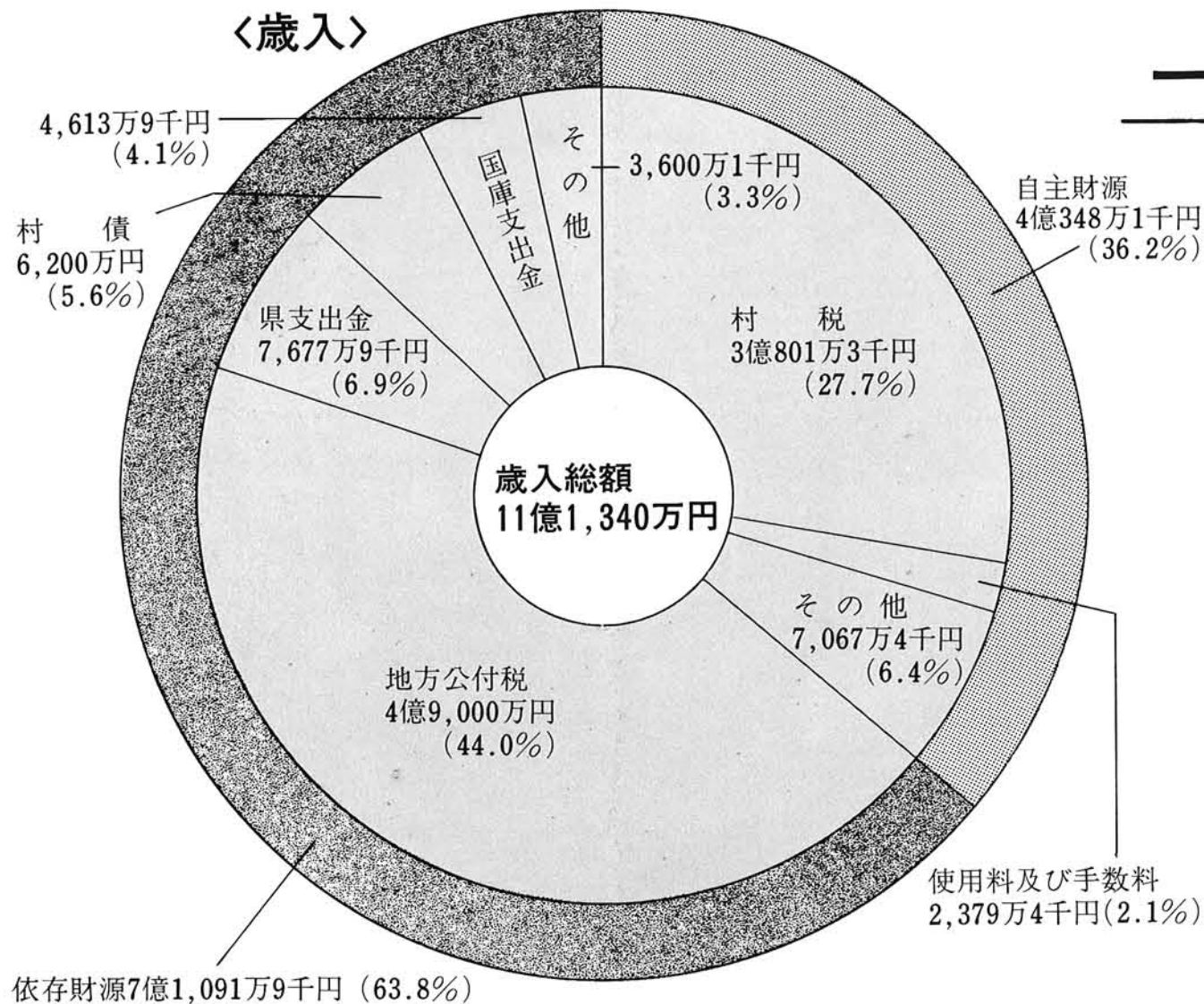
地方財政計画の内容もこれに違わず非常に厳しいものとなっております。

これらをふまえて村の財政計画を策定しなければなりません。「入るを固めて出づるを制す健全財政」を堅持しながら長期展望、長期計画に基づいて立案いたしました。

徹底した経常費の節減と元費の削減はもとより、人件費増に備えての定員管理、更に長期基本計画の見直しを含めて緊急止むを得ないものを除いて、新規事業は行わないことに致しました。経常収支比率の削減を目ざし足腰の強い財政構造にしたいと考えます。

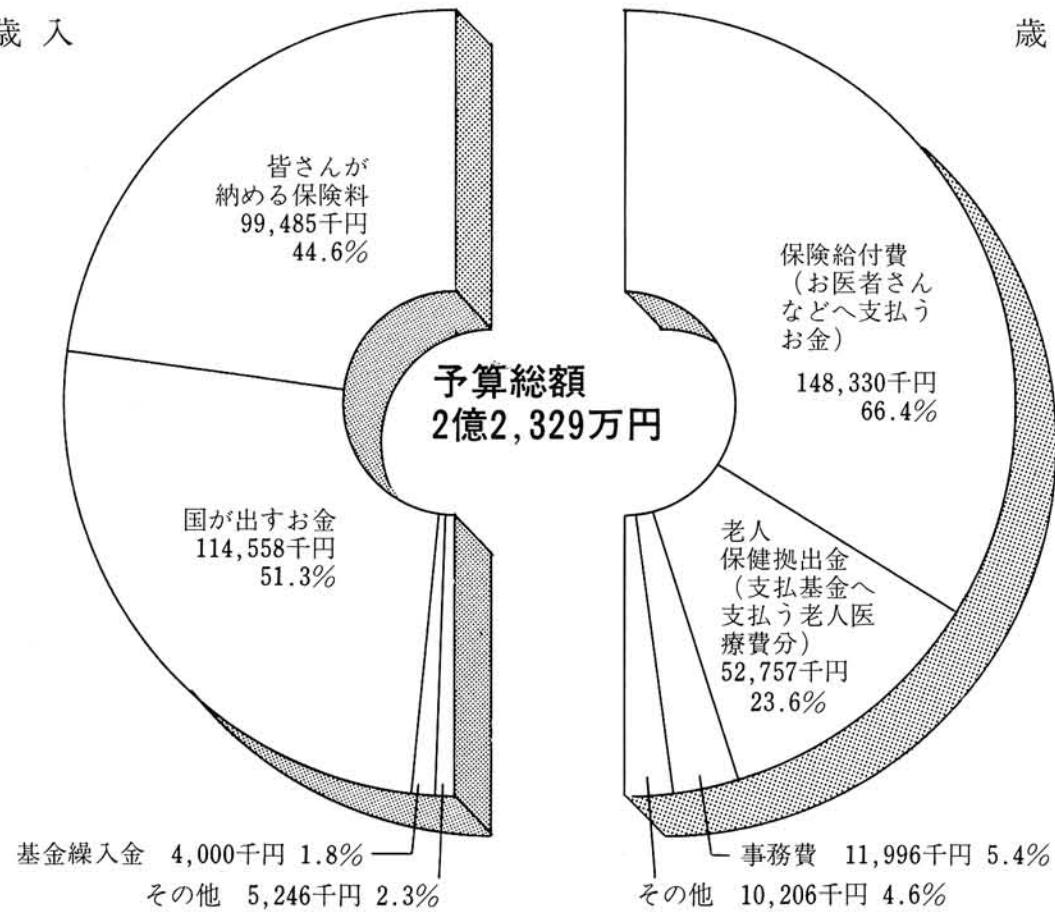
社会経済情勢は、今後尚流動的であり、これらの計画を予定通り実施して行くには決して平担ではありませんが、今後とも村民の皆様方の一層の御理解と御協力を得ながら努力を重ねてまいります所存であります。

一般会計



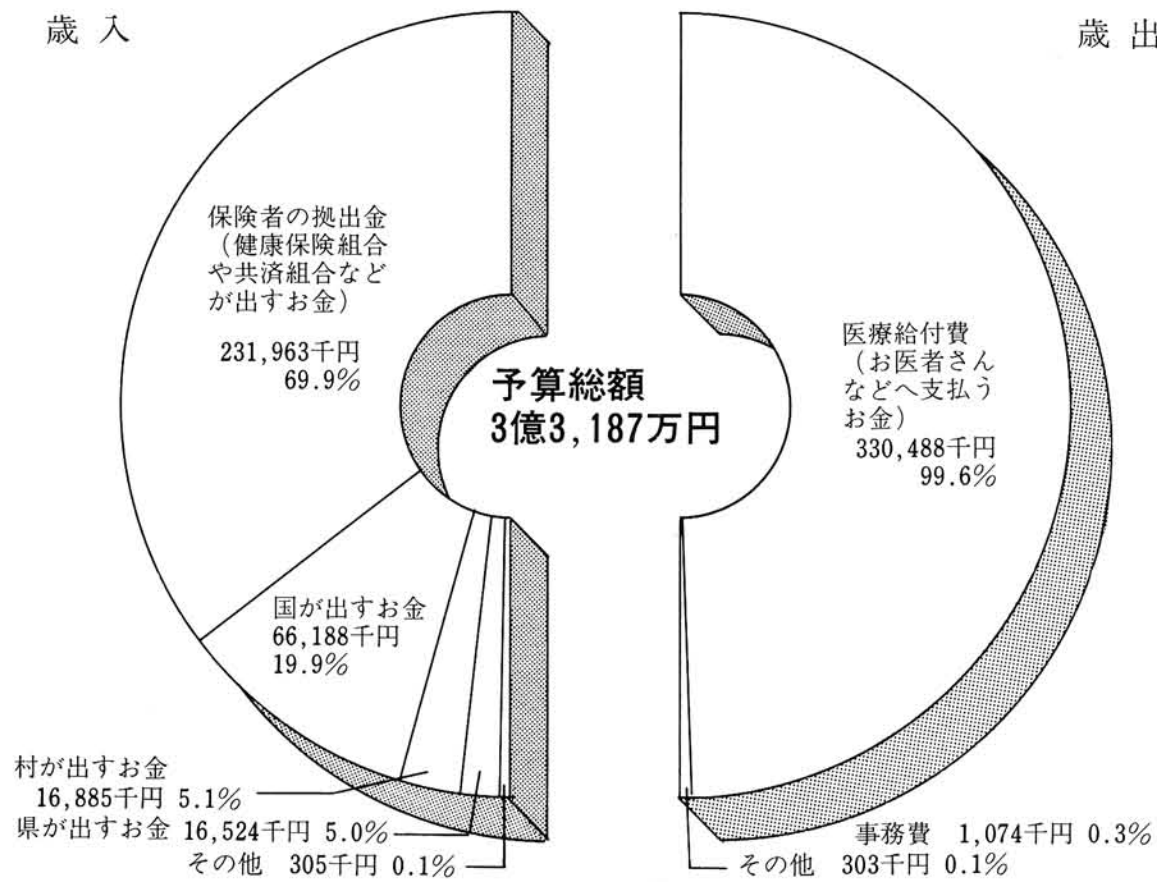
昭和59年度 特別会計予算

歳入



国民健康保険特別会計

歳入



老人保健特別会計

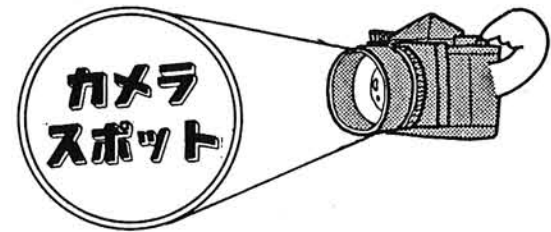
毎日が防火デーです ぼくの家！

<p>消防費 5,473万7千円(4.9%) ◎防火水槽新設 1,000万円</p>	<p>農林水産業費1億3,750万円(12.3%) ◎水田利用再編対策 1,020万5千円 ◎農村総合モデル事業 2,171万2千円</p>	<p>総務費 1億6,331万6千円(14.7%) ◎総務管理費 1億3,191万6千円</p>
<p>教育費 1億9,778万円 (17.8%) ◎島小プール建設 4,807万7千円</p>	<p>商工費 5,089万円(4.6%) ◎持家住宅緊急資金貸付金1,500万円</p>	<p>民生費 9,231万3千円(8.3%) ◎老人医療対策費 1,723万7千円</p>
<p>公債費 1億7,056万5千円 (15.3%)</p>	<p>土木費 1億3,832万3千円(12.4%) ◎道路橋りょう費 1億1,315万円</p>	<p>衛生費 6,163万8千円(5.5%) ◎各種検診 703万5千円</p>
<p>その他 4,633万8千円 (4.2%)</p>		

昭和五十九年度 主要事業

- ① 教育環境・施設の整備充実**
昨年度建設した幼稚園について、また、島田小学校に学校プールを建設いたします。
- ② 老人福祉・健康づくり**
毎年度実施している健康検診、また老人保健制度補完のための予算を計上いたしました。
- ③ 農林・商工業の振興**
水田利用再編第三期対策第一、住宅関連業種の振興対策の年目の本年度において、制度の定着を更に推進するための経費を計上、農業生産性の向上を図るため団体営及び県営による農道整備に着手いたします。
- ④ 道路整備事業**
昨年度にひきつづき、冬期間の道路確保のため除雪機械を入れ替え機動力の向上を図ります。また、生活関連道路の整備についても計画された事業費を確保し、実施いたします。
- ⑤ 計画的な地域環境整備**
昨年度意向調査を行ない、具体的な実施計画を策定した農村総合整備モデル事業について、本年度よりその実施に入ります。村総合開発計画との均衡を図りながら計画的な地域環境の整備を行ってまいります。

カギかけは、家族みんなの合言葉



“和島幼稚園”竣工!!

“和島幼稚園”竣工!!



(撮影：昭和58年12月)



豊かな人間形成の基盤として

旧北辰中学校跡地に昨年六月以来進められてまいりました幼稚園の新築工事が滞りなく完了し、三月十九日に竣工式が挙行されました。当日は、県教育長さんをはじめ村内外から多数の来賓のご臨席を頂き盛大かつ厳粛にとり行われました。

幼児教育の必要性が説かれて久しくなりますが、本村では、生涯教育の中の幼児教育を重視し「幼児をよりよい環境の中で育てたい」という願いで幼稚園の建設に取り組んでまいりました。この幼稚園建設を第一歩として今後更に幼児教育施設の整備に努めてまいります。

今年度は五歳児を対象に七十二名二学級編成で四月五日に開園する運びとなっております。

通園には年間を通して園児専用のマイクロバスが配備されますし、園舎内の暖房につきましても床暖房が施される等随所に工夫がこらされております。

また、なにより素晴らしいことは恵まれた自然環境の中の立派な幼稚園で就学前の教育を受けられることではないでしょうか。

この幼稚園の竣工・開園を喜びと共に園児一人一人が豊かな人間形成の基盤を創られ有為な人生を歩まれることを期待したいものです。

園舎 構造(鉄筋)R 総面積851㎡(1階851㎡) 内訳

室名	室数	面積(㎡)
職員室	1	41
保育室	3	189
遊戯室	1	162
保健室	1	15
その他	7	444
計	13	851



村長室の黒板から

二月十七日 県国保連合会理事會出席。
 十八日 保内郷親交會。
 十九日 城之丘一日役場。
 二十日 県町村會後上京。
 二十一日 通産省へ陳情。
 二十二日 水道企業団組合議會。
 二十三日 県自治會館管理組合議會。午後保育所父兄會出席。
 二十四日 県森林組合強化対策協議會出席。森林組合併について推進協議。
 二十六日 阿弥陀瀨一日役場。下小島谷「一心會」で「村政の現状と将来について」お話をす。

北辰中学校 教頭 石平桂一(中越教育)

島田小学校 校長 内藤益郎(湯之谷村立井口小学校)
 教諭 有坂光也(柏崎市立高浜小学校)
 教諭 塚田修二(小千谷市立小栗山小学校)
 主事 丸山喜美代(寺泊町立大河津中学校)

北辰中学校 校長 外山 巖(寺泊町立夏戸小学校)
 教諭 本間敏秀(大和町立大崎小学校)
 教諭 有田美津子(新採用)
 主事 佐藤吉美(栃尾市立東谷中学校)

島田小学校 校長 外山 巖(寺泊町立夏戸小学校)
 教諭 加瀬幸男(退職)
 教諭 田村明子(分水町立分水中学校)
 教諭 村山 功(上越市立城西中学校)
 養教 八子友子(寺泊町立大河津中学校)

北辰中学校 教頭 小黒 弘(小千谷市立東山中学校)
 教諭 高野正明(与板町立与板中学校)
 教諭 山口カズ(寺泊町立大河津中学校)
 教諭 永井洋一(分水町立分水中学校)
 養教 齋藤由里(越路町立越路小学校)

●教職員人事

〈転出〉()は新任地
 島田小学校 校長 内藤益郎(湯之谷村立井口小学校)
 教諭 有坂光也(柏崎市立高浜小学校)
 教諭 塚田修二(小千谷市立小栗山小学校)
 主事 丸山喜美代(寺泊町立大河津中学校)

北辰中学校 教頭 石平桂一(中越教育)

島田小学校 校長 外山 巖(寺泊町立夏戸小学校)
 教諭 本間敏秀(大和町立大崎小学校)
 教諭 有田美津子(新採用)
 主事 佐藤吉美(栃尾市立東谷中学校)

北辰中学校 教頭 小黒 弘(小千谷市立東山中学校)
 教諭 高野正明(与板町立与板中学校)
 教諭 山口カズ(寺泊町立大河津中学校)
 教諭 永井洋一(分水町立分水中学校)
 養教 齋藤由里(越路町立越路小学校)

取入役に 納谷元祐氏再任!!

去る三月六日、三月定例会において納谷元祐氏の和島村収入役再任が、提案どおり満場一致で同意されました。

監査委員に 大矢猶老氏選任!!



大矢猶老氏略歴
 大正三年三月一日生
 中沢七三九番地
 加茂農林卒
 島田村固定資産評価審査委員会委員、島田村収入役、和島村産業課長事務取扱、和島村収入役六期、和島村助役一期

●役場人事()内は旧

総務課係長 菊地寿雄(産業振興課係長)
 産業振興課係長 小林泰男(住民課 佐々木貞夫)
 教育委員会次長 佐々木貞夫(総務課係長)
 住民課 大矢勝則(新採用)
 和島幼稚園々長 八子房雄(教育長兼務)
 教諭 遠藤哲子(保育所)
 教諭 佐藤千代子(保育所)

退職
 県派遣社会教育主事 スポーツ担当 渡辺光熙
 見附市立見附中学校へ転出
 教育委員会次長 狩野勇貴夫

☆ スポット ☆

B&G 2級育成士研修会開催



ワシマ海洋クラブが結成され二年目を迎え、今後、より以上の活動を目指すため二級育成士の研修会が開催されました。

二級育成士とは、地域海洋センターなどでボランティアとしてセンター育成士を助け、スポーツの技術指導や利用者のいろいろなお世話をするための育成士です。

研修は二十八時間、ロープワークや手旗信号・安全管理など海洋性スポーツの理論と実技・指導法を二十歳以上を対象に行います。

ワシマ海洋クラブでは会員を募集しています。

「あなたも参加してみませんか？」

詳細は役場企画課及び教育委員会へおたずねください。

☆ ワシマ ☆

健康づくり講演会開催 (3月8日)



「ガン検診の重要性について」

講師：元県立吉田病院々々長 岩室温泉病院々々長



中島 健先生



雪は芸術家？

長い雪との闘いも終り、暖い日ざしがさす今日この頃。厳しい冬を忘れさせてくれる雪の芸術品があちこちで見受けられました。

(上桐・小黑百合子さん撮影)

時の人

— 死亡事故〇を願って —

小島谷駐在所 小林勝利さん



四月六日〜十五日まで春の全国交通安全運動が実施されます。そこで今回登場していただいたのは、第一線で活躍されている与板警察署小島谷駐在所勤務の小林勝利さんです。

警察といえば交通事故や、反則金等、交通関係の事が頭に浮かぶ人が多いのではないのでしょうか。それだけ交通問題は、私達の生活に密着していると言えるところだと思います。そして交通は、これからも想像以上に発達するでしょう。

それと同時に心配されるのが交通事故です。交通事故は、老若男女を問わず一寸の油断で誰でも起こしうる可能性があり、人の事は言えないのが現実です。和島村での死亡事故を見てみ

ますと、五十四年度から一年おきに一名づつ亡くなっており、人口の割に死亡率が高くなっています。県下の市町村で死亡事故〇、一〇〇〇日達成等と成果を報道される度に自分の努力のたりなさを反省させられています。昨年は残念ながら、北野の国道で県外の人ですが一名亡くっておられます。今年是非死亡事故〇の年にさせたいものです。

村では交通安全協会・同対策協議会・交通指導員等の熱心な人々に支えられ、年々交通安全運動のムードは上ってきています。しかし、婦人層の母の会等の発足が今一つで、今後に期待される所です。

子供の事故は、教育関係者や家庭の熱心な指導により少いのですがお年寄りの事故や、一部の非常識な大人による無免許・酒気帯び運転がめだち誠に残念です。

長かった雪との生活から解放され、ようやく活動開始の季節です。ほんの一寸の油断や気のゆるみからとにかえしのつかぬ事態をおこさぬように、気を付けていただきたいと思います。

リダ登場!

われら仲間シリーズ(11)

和島マウンテンクラブ (YAMAMOUNTAIN CLUB)

会長 小黑 勇さん



楽しい仲間と美しい自然を愛し、山に憧れ、山を愛する同志のサークルとして始った山登りの仲間です。

この会の発足は、「村岡城址」を誰からも気軽に自分の足で知ってもらおうと「ボランティア活動」として、ハイキングコースの整備をし、心身の鍛練と相互の親睦を目的として活動を始めたのがきっかけです。

現在は、新潟県山岳協会に加盟し、協会の指導のもと三十五

名の会員は、「より安全な山行」をすべく、冬期間はスキーで足腰の鍛練をして夏山に備えています。

メンバーは初心者からの出発で、特に安全登山技術の振興に心がけております。

越後の山々を一つづつ散策し、その山々の高原や尾根・溪谷・沢などの魅力等々……。

老若男女を問わず参加者に合わせたコースの計画を練っています。

「素晴らしい自然との対話を楽しみながら自己への挑戦」登山経験のない方でも気軽に御参加下さい。ただいま会員を募集しております。

連絡先 (TEL) 三三三八
小黑隆英まで (事務局)



議会だより

3月定例会 (和島村議会事務局)

昭和59年度予算決まる!

一般会計予算は……………11億1,340万円
 国保特別会計予算は……………2億2,328万9千円
 老人保健特別会計予算は…3億3,186万5千円



昭和五十九年第一回和島村議会定例会は、三月六日招集され会期を三月十六日までの十一日間と決定、提案されました昭和五十九年度一般会計予算をはじめ、条例改正など三十二議案が慎重に審議されました。

先ず初日は、村長の行政報告、議長の報告に続いて、閉会中の継続審査となつておりました道路認定について所管の委員長より報告があり、採決が行われました。

次いで除雪費に係る昭和五十八年度一般会計補正予算の専決処分承認が求められた後、第十二次の一般会計補正予算など四議案が即決されました。

新年度予算に関連する条例十七議案は、提案理由説明、質疑の後、それぞれ所管の常任委員会に付託されました。

続いて昭和五十九年度の一般会計・特別会計予算が上程され、審議に当り、村長より村政に対する所信表明と予算の基本方針大綱が述べられました。

七日の本会議二日目は、北辰中学校三年生六十九名が傍聴に訪れた中で各担当課長の補足説明があり、続いて活発な質疑が行われました。

助成については、国が市町村へ除雪費を出したから村も部落へ交付せよと言うことも分るが、今はそこまで助成費を出す財政状況にない。部落民と一体となった除雪ができるよう協力願いたい。

周知については区長会、公報等でお願ひしております。

十二、質問要旨
 本村には百人以上の従業員を持つ企業は二社程度であるが、農業労働力が益々不用となる現状からこれが対策として、なお工場誘致が必要と思うかどうか。

十三、質問要旨
 四十年前に当時の若人が植林した学校の管理状況及び今後の考え方はどうか。

村長提出議案

○議案第一号 専決処分の承認を求めることについて(昭和五十八年度和島村一般会計補正予算第十次)(承認)

○議案第二号 専決処分の承認を求めることについて(昭和五十八年度和島村一般会計補正予算第十一次)(承認)

議案第一号、第二号については、本年度は豪雪により道路除雪費が大巾に不足をしたので二回に亘り合計で六、五〇七千円が専決処分され、その承認が求められたものであります。

○議案第三号 和島村環境整備事業基金条例の制定について(原案可決)

村の総合開発計画、農村総合整備計画及び定住計画に基づく事業推進にあたり、基金条例を制定し、これに積立て財源を確保しようとするものであります。

○議案第四号 昭和五十八年度和島村一般会計補正予算(第一

議会を傍聴しましょう!!

が指定してあるものは何もない。

県下では半分くらいの市町村が指定していると思う。今後検討したい。

六、質問要旨
 高齢化社会が進む中でその対策は生活援助、レクリエーション等が中心であり、もっと働きに生きがいを持ってもらえる老人が多いと思う。それに対応するセンター等の設置の考えはないか。

◎村長答弁要旨
 老人人材銀行等主旨は分つた。

十分な余力があるのに退職された方々の技術を生かしたり、ボランティア活動等が生かされるよう両面について検討したい。

七、質問要旨
 水田利用再編対策の中で他用途米制度が導入されたが、これに対し、他町村では助成もしていると聞いている。農業立村でもある本村の取り組み方どうか、助成する考えはないか。

◎村長答弁要旨
 他用途米制度そのものは米が余っている現実の中で示された。水田再編は米に替る作物を作って米同等の収入を補償しようとするものであり、水田再編にはこれ以上できない。一般財源を約八〇〇万円程度を支出しており制度の推進に更に努力したい。

八、質問要旨
 職員全体からみて職員間に不満のないバランスのとれた適正な給与であるか、出発が違つて未代までそのまま給与差がついているのは不合理でないか。能力によって特進を考へるべきと思うがどうか。

◎村長答弁要旨
 職員の給料表は国の四等級を村の等級として格付けし、わたりの制度を採用している。選考による採用は一号俸下げていく。能力あるものに対応した職場配置(給料格付け)の気持は分るが、現行の中では職場の「和」とかいろいろな面から問題があり難しい。

九、質問要旨
 昨年十二月に行革について五十九年度予算で示すと答弁されたが具体的に数字で示せ。

◎村長答弁要旨
 補助金の据置き、ワープロ

導入等の他具体的に数字で示すことはできない。

十、質問要旨
 工場誘致に伴う公害発生防止対策として規制条例を定める考えはないか。

◎村長答弁要旨
 公害に対する規制条例は定めてないが、地域の中で防止協定をするよう指導をしており、今後も十分配慮していかなければならない。

◎企画課長答弁要旨
 県においては、国の定める基準に基づいて条例を制定しておりますが、この中で特に騒音・振動・悪臭について規制されております。

村においても当然この適用を受けておりますので独自に条例を制定するには、これ以上の必要性が生ずるおそれがあるれば県の指定を受けて対応することになります。

十一、質問要旨
 村道除雪対策について、協議会内容等を住民に周知され特に民家附近の除雪については部落民に協力を求められるなど、又これらに助成される考えはないか。

◎村長答弁要旨
 村道除雪対策については、協議会内容等を住民に周知され特に民家附近の除雪については部落民に協力を求められるなど、又これらに助成される考えはないか。

その必要性は十分認めており、このため工場誘致条例も制定し積極的に取り組んでおり、今も誘致を推進している地区が村内にあります。

十二、質問要旨
 本村には百人以上の従業員を持つ企業は二社程度であるが、農業労働力が益々不用となる現状からこれが対策として、なお工場誘致が必要と思うかどうか。

◎村長答弁要旨
 その必要性は十分認めており、このため工場誘致条例も制定し積極的に取り組んでおり、今も誘致を推進している地区が村内にあります。

十三、質問要旨
 四十年前に当時の若人が植林した学校の管理状況及び今後の考え方はどうか。

質疑終結の後、一般会計予算は予め設置されました予算審査特別委員会に、国保特別会計及び老人保健特別会計の各予算は所管の常任委員会に付託され、詳細に審査されることになりました。

翌八日から委員会が招集されましたが、この間一部事務組合をはじめ村内公共施設の視察も実施されました。

会期最終日においては、八名の議員により一般質問が行われ村政問題について村当局の考えが質されました。

次に各常任委員会等に付託された。



中学生の議会傍聴

◎村長答弁要旨
 下富岡部落の所有者と委員会を作り運営に当っており、管理は森林組合に委託している。昭和十八年から昭和二十年の間に一七、一〇〇本植林したが、現在は杉一、三六五本、赤松一四本となつており、昭和六十六年から六十七年に伐採の予定で契約している。今後も植林の主旨が生かされるような考えで対処していく。

議会を傍聴しましょう!!

十二次)について(原案可決)

○議案第五号 昭和五十八年度和島村国民健康保険特別会計補正予算(第二次)について(原案可決)

○議案第六号 昭和五十八年度和島村老人保健特別会計補正予算(第二次)について(原案可決)

○議案第七号 和島村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

Table with 2 columns: 職名 (職員), 改正前 (Before), 改正後 (After). Rows include 議長 (13,700 to 14,300), 副議長 (10,500 to 9,900), 常任委員長 (9,800 to 10,200), 議員 (9,600 to 10,000).

○議案第八号 和島村特別職の職員で非常勤務のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

村の行政委員会の委員及び附属機関の各種委員の報酬も若干引き上げられました。
区長報酬 改正後
平均割年額 二五、七〇〇円
世帯割年額 一、八〇〇円
費用弁償 一、八〇〇円

(以下省略)

○議案第九号 和島村職員以外の者の費用弁償並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

○議案第十号 和島村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

Table with 2 columns: 職名 (職員), 改正前 (Before), 改正後 (After). Rows include 村長 (45,300 to 47,200), 助役 (36,500 to 38,000), 収入役 (34,600 to 36,000).

議会議員の報酬並びに村長助役・収入役の給料は特別職報酬等審議会の答申を得て提案されており、昨年十二月改正された一般職員の給与改定率等を勘案し、四・一パーセント程度引き上げられております。

○議案第十一号 和島村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

改正前 改正後
二九、五〇〇円 三〇、七〇〇円

○議案第十二号 和島村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

○議案第十三号 和島村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

○議案第十四号 和島村消防団員の定員、任免、給与、勤務等に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

○議案第十五号 和島村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

○議案第十六号 和島村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

○議案第十七号 和島村職員の休日・休暇に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

○議案第十八号 和島村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

○議案第十九号 和島村村民税条例の一部を改正する条例について(原案可決)

度を超え、昭和五十八年度より実施するに当たり、関連条例を改正するものであります。

○議案第二十号 和島村村民税条例の一部を改正する条例について(原案可決)

○議案第二十一号 和島村立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例について(原案可決)

○議案第二十二号 和島村へき地保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例について(原案可決)

昭和五十八年分所得稅減税 に対応して、昭和五十九年度分個人住民税について基礎控除額等をそれぞれ七、〇〇〇円上乗せして減税しようとするものであります。

○議案第二十三号 和島村工場誘致条例の一部を改正する条例について(原案可決)

工場誘致を推進するための県条例の改正に

保育料徴収基準額表

Table with 3 columns: 階層区分 (A-F), 各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分, 保育料基準月額 (2,100 to 12,000円).

備考 基準月額欄の()内の数値は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合における2人目以降の児童に適用される基準月額とする。

合わせ基準が緩和されるもので、税の優遇措置を受ける固定資産の取得価格については、一、五〇〇万円を超える場合から適用が受けられることとなります。

○議案第二十四号 和島村立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例について(原案可決)

村立幼稚園の開設との兼ね合いで、島崎保育所・小島谷中沢郷保育所の職員を各一名ずつ減ずるものであります。

六十一年度認可保育所開設予定の中で段階的に国の徴収

基準表に近づけるよう改正するものであり、四月より約二六パーセント引き上げられることとなります。

○議案第二十三号 和島村公民館条例の一部を改正する条例について(原案可決)

○議案第二十四号 B&G財団和島海洋センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

○議案第二十五号 昭和五十九年度和島村一般会計予算について(原案可決)

○議案第二十六号 昭和五十九年度和島村国民健康保険特別会計予算について(原案可決)

○議案第二十七号 昭和五十九年度和島村老人保健特別会計予算について(原案可決)

○議案第二十八号 村道路線の認定について(継続審査)

○議案第二十九号 和島村収入役の選任について(同意)

大宇島崎納谷元祐氏が引き続き収入役に選任同意されました。

議会選挙

○選第一号 和島村選挙管理委員会委員の選挙

○選第二号 和島村選挙管理委員会補充員の選挙

選挙管理委員会補充員は、自治法の規定により議会の選挙で決定することとされており、現職の委員の方々は本年四月十五日をもって四年の任期が満了するため、今年新しく次の各委員がそれぞれ決定されました。

選挙管理委員会委員

大宇日野浦 平沢熊一

大宇両高 山口鏝一

大宇島崎 小林伝助

大宇北野 中島啓一

選挙管理委員会補充員

大宇小島谷 小谷松孫越郎

大宇荒巻 島倉三四四

大宇村田 久住正栄

大宇島崎 早川勝二

(補充順位は記載順による)

○議案第三十号 和島村監査委員の選任について(同意)

大宇島崎家後賢治氏が任期満了により退任されたため、大宇中沢大矢猶志氏が新しく監査委員に選任同意されました。

○議案第三十一号 昭和五十八年度和島村一般会計補正予算

(第十三次)について(原案可決)

○議案第六十七号 村道路線の認定について(可決)

昨年十二月産業土木常任委員会に付託されておりました東保内十六号線であります。

質問要旨

○村長答弁要旨
長期的な立場からひとつひとつやっていく。補助金については一切据置き、ワープロの導入、各課職員の配置適正をしていくつもり、又適材に納めてもらいたい。消防団の組織機構の見直しについては指示しているところである。

事務の電算化については、固定資産税、国民年金、給与等一部導入しており更にすすめていく。

職員の退職の問題については内規もあり、その中で本人に勧奨を続け人事の更新を図りたい。

三、質問要旨
統合保育所ができた段階では、現在のへき地保育所はい

質問要旨

○村長答弁要旨
本年四月から幼稚園、六十年から統合保育所が開設の予定であり、不要となるへき地保育所の処分方法については市内の意見を聞きながら思索中であり、今年中には見とおしを立てたい。

一六号バイパス等高速交通に対応して風俗営業等の進出規制をする考えはないか。

○村長答弁要旨
企画課長にこの条例制定について検討指示しているが、建てさせないということは憲法上できない。しかし、野ばなし状態にもできないので地域ぐるみで拒否反応を示す意味で必要性があると考えており、六月から九月頃までに成案をしていきたいと思っております。

和島村発足三十周年記念事業の一つとして村の木・花・鳥を指定してはどうか。

三十周年によい企画と考えます。村では推奨の木(やぶつばき)は定められたことある

一、質問要旨
経済界の不況の中で村職員の職務態度を一般住民側から見ていると、「親方日の丸」的に感じられるところがある

が、村長はいかなる考え方で対応されるか。
○村長答弁要旨
職務を通じて住民サービスにあたるのが本分でありま

か。
○村長答弁要旨
かなる方法で処分される考えか。

か。
○村長答弁要旨
かなる方法で処分される考えか。

お知らせ広場

この春から
あなたも仲間になりませんか？
B&Gワシマ海洋クラブ会員募集中!!



“ロマンを求め
大海原へ乗り出そう!”

B & Gワシマ海洋クラブでは、昨年引き続き会員を募集しています。海洋クラブは、青少年を対象に体力の向上と豊かな人間性作りを目的に、ヨット・カヌーなど海洋性スポーツレクリエーションを仲間同志で気軽に楽しむクラブです。

また、B & Gの活動の中に「児童の船」「少年の船」「青年の船」などの各種体験航海があり、ワシマ海洋クラブ員もグアム・サイパン・沖縄・タイなどへ体験航海に参加し、貴重な経験をされています。

◆国保料が上がります 一人年間 四万七、四〇〇円

私たちはふだん健康であつても、いっどんな病気やケガをするかかわりません。国民健康保険に加入されているみなさんが、病気やケガをしてお医者さんにかかりますと診療費の三割を自分で負担し、残りの七割は国や県の補助金とみなさんの納めた貴重な保険料から支払われています。この保険料は税金などとはちがひ、国保から支払われるその年の医療費に応じて決まります。病人やケガ人がふえて医療費が増加すれば、当然みなさんからいただく保険料もふえることとなります。

停電のお知らせ
東北電力(株)燕営業所

◆日時 4月5日(木)
午前9時30分～午後1時まで

◆地域 中沢の一部(日野浦線1号～15号)

◆日時 4月26日(木)
午前9時30分～午後1時まで

◆地域 若野浦の全部・上小島谷の一部(若野浦線全線)

この社会あなたの税が生きている

ご存知ですか!?

未成年者の契約



「ケース1」高校生の息子が、勝手に二十八万八千円もする学習教材の購入契約をしてしまった。どうしたら良いのか。

「ケース2」東京の学生寮にいる十九歳の息子が、半ば強引に勧められ、三十六万円の英会話教材セットの購入契約をしてしまった。契約書に記入するときセールスマンから「年齢は二十歳と書きなさい」と言われたという。契約を取り消すことができるものか。

いずれも訪問販売によく見られる「未成年者の契約」についてのものです。

未成年者(既婚者を除く)が、法定代理人(父母など親権者または後見人)から許された範囲を超えて、

契約が取り消されると、さかのぼって無効となり、初めからなかったものとして取り扱われます。ですから、すでに商品を受け取っている場合は返品し、代金を支払っていただければ、その分を返してもらうことができます。

なお、たとえ受け取った商品を使用していたとしても、原則として、そのまま返せばよいことになっていきます。

しかし、未成年者の契約でも次のような場合などは取り消すことができませんので、注意してください。

▽契約額が、法定代理人から処分を許された範囲内である場合(個人によって差があるので、そ

える額について購入契約をする場合は、原則として、あらかじめ法定代理人の同意が必要です。その同意を得ないで契約した場合は、契約を取り消すことができます。本人または法定代理人のどちらでもできます。

それぞれのケースで判断される) 未成年者なのに、相手に「成人である」と信じこませた場合(「ケース2」は、セールスマンが未成年者であることを知っていたので、このケースには当てはまらない)

▽未成年者のときに契約し、成人になってからも代金を支払い続けた場合

▽法定代理人が代金を支払った場合、商品の引き渡しを請求した

一犬・猫飼育の皆さんへ

- (1) 畜犬登録及び狂犬病予防注射の実施について
昭和59年度第1回畜犬登録及び、狂犬病予防注射を下記により実施いたします。犬飼育者は必ずお出かけ下さい。
- ①日時場所
- 4月11日午後1時30分～2時30分まで 島田地区農協妙法寺支所裏
 - 4月12日午前9時30分～11時30分まで 総合福祉センター前広場
- ②料金
- 登録手数料……2,100円 } 合計……3,710円
注射手数料……1,610円 }
獣医師宅……5,300円 自宅訪問……5,800円
- ③印鑑と愛犬手帳(お持の方)を持参して下さい。
- (2) 不要犬・猫の引取りについて
飼育犬・猫をどうしても飼育出来ない場合は、不要犬・猫として引取ります。引取り日の前日午前中に下記の連絡先に連絡して下さい。
- ◎引取り料金 1頭(匹) 1,000円
◎連絡先 県動物保護管理センター ☎0258(34)1416番
与板保健所 ☎025872-3151番
役場住民課 ☎3111番
◎引取り日 5月28日・11月19日・2月25日



「精神障害者医療費 助成制度の実施について」

和島村では、四月一日より村費単独事業で、精神障害者を抱える家庭に対して、四月一日以降の一定額以上の医療費の一部を助成いたします。

助成を希望される方は、役場住民課までお申し出下さい。



おかあさん
わすれちゃダメだよ!

—保健衛生行事— (4月)

月	日	曜	種 目	対 象	時 間	場 所
4	6	金	ポリオ生ワク投与	昭和57年11月1日～58年10月31日までの出生者	午後1時30分～2時	福祉センター
	12	木	乳 児 検 診	乳 児	午後1時30分～2時30分	"

それぞれの持場で生かせ火の用心

火が出た！ 初期消火の3原則



1. 早く知らせる！

◎消せるかも知れない火をほったらかしてではありません。近所に知らせ119番をし、応援をもらって下さい。1人で処理することは大変危険です。

2. 早く消す！

◎「水」をかけるか「ふとん」など大きく厚いものをかぶせると効果があります。◎初期消火に「消火器」は大変有効です。



3. 早く逃げる！



◎火事がかわいというのは、炎より煙です。「煙はあなたより早い」のです。煙が壁をはって下の方に下り始めたときは逃げ出すときです。ぬれタオルなどで口・鼻をおおって避難して下さい。

◎野焼は非常に危険です。ホンの少しの面積と見たことが大きな山火事になってしまいます。必ず消火用具を用意して下さい。

お早めに！ 労働保険料の申告納付

昭和59年度の労働保険料の申告と納付の受け付けが、4月1日から5月15日まで行なわれています。

手続きが終っていない事業主の方はお早めに、保険料申告書に保険料を添えて最寄りの銀行・郵便局・労働基準監督署・労働基準局に提出してください。なお、各労働基準監督署では4月及び5月に管内各地で説明会、または、記入指導会を行っておりますのでご利用ください。長岡労働基準監督署

六十歳前に会社や役所などを退職した人で、厚生年金など職場の年金を受けるための受給資格期間を満たさずに退職した人の場合、その翌日に、国民年金に加入しなければなりません。そうでないと同一の制度から、老齢年金が受けられないため、今まで掛けてきた保険料納付済期間を生かすことができません。こうしたことにならないよう国民年金制度の当然加入となります。これは、それぞれの加入期間を合算して支給される通算年金を受給するしくみになっております。

国民年金

勤めを止めたら国民年金へ加入を！

また、奥さんも、まだ国民年金に加入していない場合も当然加入となりますので一緒に手続きをして下さい。詳しくは役場住民課年金係へお尋ね下さい。

- 4月中に
 - ◎60歳になる人 大正13・4・2〜大正13・5・1生まれ
 - ◎65歳になる人 大正8・4・2〜大正8・5・1生まれ
- 老齢年金を請求しましょう。

点検は防火のはじまりしめくくり

春の全国交通安全運動実施 4月6日～15日



《運動の重点》

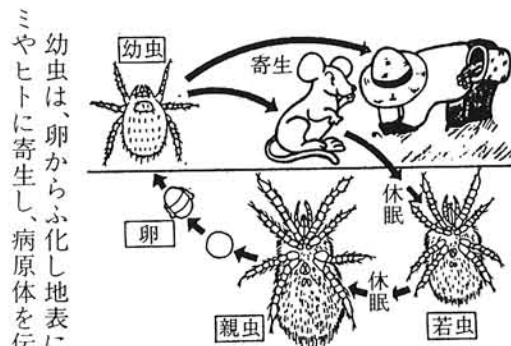
1. 子供と高齢者の交通事故防止
2. 二輪車の交通事故防止
3. シートベルト・ヘルメット着用の推進

早期交換を！ スパイクタイヤから夏タイヤに！！

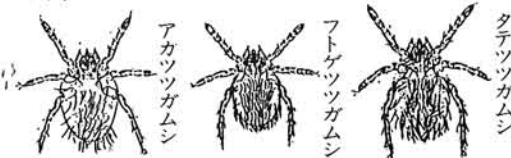
県では、スパイクタイヤの使用に伴う道路の損耗や生活環境に対する影響が心配されることなどから「スパイクタイヤ不使用に関する実施要綱」を制定し、その趣旨の周知徹底に努めてまいりました。村民の皆様におかれましても、この趣旨を十分御理解いただき、春先のスパイクタイヤの装着の必要がなくなる時期には、直ちに夏タイヤに交換してください。ご協力をお願いいたします。

四月は新学期です。どの家庭でも、希望に胸ふくらむ季節です。しかし、忘れてはならないのが交通事故です。とりわけ新入学を迎える子供達は、通学しはじめるともに行動範囲はぐんと広がります。でも子供の成長、新しい環境への適応力がなかなか伴いません。そのために、この時期は新入学児童の交通事故が心配されます。入学の前に、家庭でぜひ交通规则やマナーについて、お子さんと具体的な話し合いをしてください。

ツツガムシの生活史



若虫、親虫は土中において昆虫の卵などを取り生活している。



ツツガムシの予防対策は、刺されないようにすることが大切であり、その方法として、山林・草地などに立入る時は、(一) 膚を露出しない。(長袖・長ズボン・手袋・長靴を着用する) (二) 衣服を草むらに置いたり、草むらで休息や用便をしない。(三) 忌避剤(防虫スプレーなど)二時間位有効。このような事柄に気をつけてください。

ツツガムシはかつて、信濃川・阿賀野川の流域で多発し、他では発生がなかったためあまり知られていませんでしたが、昭和四十九年糸魚川市で発生したツツガムシ病は従来ツツガムシの種類と異なる新型ツツガムシとして年々患者発生は増えています。ツツガムシ病は、病原体を保有したツツガムシに刺されて発病し、一〜二週間の潜伏期があります。

- (一) 刺された局所に特有の潰瘍(刺口)を生じる。
- (二) リンパ節の腫脹(特に刺口局所近くのもの)
- (三) 少なくとも一週間、通常二〜三週間高熱が続く。
- (四) 皮膚の発疹などが見られる。これらの症状に気づいたらただちに医師の診察を受けてください。

ツツガムシはグニの一種で、全国の山林・草原・耕地・庭などに広く分布し、幼虫期にネズミなどに寄生し、幼虫期以外は、地中や地表で生活しています。人を刺し、ツツガムシを感染させる幼虫は、体長約0.2〜2.5mmで吸着し、組織液を吸うと0.6mm位になります。新潟県では現在十七種が記録されており、ツツガムシ病の病原体を保有するのはアカツツガムシ・フトケツツガムシ・タテツツガムシの三種と考えられています。

山菜取りには「ツツガムシ」にご注意を！

むだのない暮しで むりのない貯蓄

作業名	労働種別	基準	賃金	摘要
水田耕起	トラクター	10a請負	5,800	
"	"	"	6,300	代かき
春田作業	男	一日	6,000	まかない一食付
"	女	"	5,000	"
田植	男女共	"	6,500	" 二食付
"	田植機	10a請負	17,500	育苗含む(苗20枚)
"	"	"	5,200	機械植えのみ
稲刈	男女共	一日	6,000	まかない一食付
"	バインダー	10a請負	7,300	結束
"	コンバイン	"	16,500	農道まで(倒伏状態において2割以内の増額)
その他秋作業	男	一日	6,000	まかない一食付
"	女	"	5,000	"
その他の作業	男	"	5,000	まかないなし
"	女	"	4,500	"
乾燥調整		10a請負	11,000	包装含む
精米		一俵	700	

※ 苗のみ購入の場合は(苗1枚 600円)原則としてハウス渡しで、運搬した場合1箱50円とする。

和島村農業委員会では昭和五十九年度農作業雇傭の標準賃金を隣接町村、他産業の状況や、農産物等の価格のつりあいを考慮して最も妥当と思われる賃金を定めましたので参考にして下さい。

昭和五十九年度 農作業雇傭の標準賃金

昭和59年度 和島村持家住宅緊急対策 事業資金貸付制度について



この制度は、住宅を建設(増改築を含む)しようとしていて、自己資金の不足する人のうち一定の資格要件を備えた人に対して、昭和59年度に限り資金を貸し付けることにより、持家促進と建築関連業界の振興を図るために行うものです。

「貸付を受けることができる人」

- 一、和島村に自ら居住するため木造の住宅を新築、または増改築をしようとする人。
- 二、前年一年間の収入金額または所得金額が次の額以下の人
- 三、新築住宅の床面積が五十㎡以上、または、増改築については完成床面積。
- 四、請負者は和島村在住の住宅関連業者とする。
- 五、貸付予定者は、申込時に住宅の建設契約を締結していない人。

「貸付金額」

一戸当たり五〇万以上三〇〇万まで(返済能力により限度額す。

「貸付予定者申込」

- 一、受付期間は昭和五十九年四月一日から昭和五十九年四月三十日までです。
- 二、申込に必要な書類………
- 三、同一の建物についての重複申込はすべて無効となります。

「その他」

貸付予定者申込みが多数の場合、原則として抽選により決定しますが、次の各号のいずれかに該当する人については、他に優先して貸付を行います。

- 一、災害により住宅を失った人
- 二、雪崩、地滑り、または、ガケ崩れの危険地域から移住する人

「取扱金融機関」

北越銀行島崎支店・大栄信用組合 和島支店・桐島地区農業協同組合・島田地区農業協同組合

※ 詳細は役場産業振興課へ (TEL 三二二一)

村民野球場・運動広場オープン!



昭和五十九年度の村民野球場・村民運動広場の使用が四月一日から開始されます。

マナーを守り、注意事項にしたがって有効に御利用ください。なお、申請は遅くとも使用希望日の一週間前までに行ってください。

〈注意事項〉
使用の取り消し

使用時間表(4月~11月まで)

●ただし、特別の事情等により、使用時間を変更することがあります。

	4月~8月	9月	10月~11月
A	5:30~8:00	5:30~8:00	6:00~8:00
B	8:00~10:00	8:00~10:00	8:00~10:00
C	10:00~12:00	10:00~12:00	10:00~12:00
D	12:00~14:00	12:00~14:00	12:00~14:00
E	14:00~16:00	14:00~16:00	14:00~17:00
F	16:00~19:00	16:00~18:00	

や変更があった場合は、遅くとも使用の一週間前までに教育委員会へ御連絡ください。

○ 施設の使用に関しては、管理者の指示にしたがってください。

○ 雨天等で効力のなくなった許可証は必ず破棄してください。

※ 詳細は教育委員会へ (TEL 三二二一)

標準小作料について

今年標準小作料の全国的な改訂年に当ります。そこで和島村でも小作料協議会を設置して多方面から検討を重ねてまいりました。

最近の経営規模拡大は借地による志向が強まり、しかも農用地利用増進事業の利用料とも関係が深いことから、標準小作料制度の役割は極めて大きな意味を持っています。そのため最近の米価の動向や従来の小作料との連続性等を考慮して小作料協議会と農業委員会では次のように定めしたのでお知らせ致します。

「一〇a当り」

- 第一地域(土地改良済み平地) 三七、〇〇〇円
- 第二地域(未整理地平地) 三四、〇〇〇円
- 第三地域(山間地) 三一、〇〇〇円

畑については換金性乏しく定めない。



4月の心配ごと相談

日時…5日、16日、25日
午前9時から午後3時まで

場所…福祉センター相談室

内容…生活相談・医療相談・家事相談・児童相談・年金・身障相談・職業相談・その他なんでも